

# 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成元年3月28日条例第9号)

最終改正:平成21年3月23日条例第13号

改正内容:平成21年3月23日条例第13号

○産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例

平成元年3月28日条例第9号

## 改正

平成4年3月27日条例第18号

平成21年3月23日条例第13号

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例をここに公布する。

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、紛争のあっせん等に関して必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整を図り、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「産業廃棄物処理施設」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及びこれに準ずる産業廃棄物処理施設で規則で定めるものをいう。

2 この条例において「産業廃棄物処理施設の設置」とは、産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又はその構造若しくは規模の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)をすることをいう。

3 この条例において「紛争」とは、産業廃棄物処理施設の設置に伴って生ずる周辺的生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。

4 この条例において「事業者」とは、産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。

5 この条例において「関係住民」とは、産業廃棄物処理施設の設置に伴って生活環境に著しい影響を受けると認められる者をいう。

6 この条例において「関係市町」とは、その区域内に関係住民が居住する市又は町をいう。

(県の責務)

**第3条** 県は、関係市町と協力して紛争を予防するとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

(市町の責務)

**第4条** 関係市町は、紛争の予防と調整に関して県の施策に協力するとともに、その地域における健全な生活環境の維持及び向上を図るため、自らも紛争の予防と調整を図るものとする。

(当事者の責務)

**第5条** 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、紛争の予防と調整に関して県及び市町の施策に協力するとともに、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民との良好な関係を損なわないよう努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重するとともに、紛争が生じたときは、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

**第6条** 事業者は、次に掲げる事項を定めた事業計画(以下「事業計画」という。)を記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由
- (2) 産業廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の処理能力
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(周知計画書の提出)

**第7条** 事業計画書を提出した事業者は、関係住民に対し、事業計画についての説明会(以下「説明会」という。)の開催に関する事項その他規則で定める事項を定めた周知計画(以下「周知計画」という。)を記載した周知計画書(以下「周知計画書」という。)を知事に提出しなければならない。

(広告及び縦覧)

**第8条** 事業者は、前条の規定による周知計画書の提出を行った後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを当該広告の日から起算して30日間関係住民の縦覧に供しなければならない。

(関係市町の長への要請)

**第9条** 知事は、第6条の規定による事業計画書の提出又は第7条の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、当該事業計画書及び周知計画書の写しを関係市町の長に送付し、周知計画の内容に関する事項その他規則で定める事項に関して事業者への必要な指導を要請するものとする。

(事業計画の周知)

**第10条** 事業者は、周知計画に基づく説明会の開催等により、関係住民に対し、事業計画について周知を図らなければならない。

2 説明会の開催方法等に関して必要な事項は、規則で定める。

(関係住民の意見書の提出)

**第11条** 地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地から、事業計画について、意見を有する関係住民は、第8条の規定による広告のあった日の翌日から起算して45日を経過する日(同条の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して2週間を経過する日)までに、当該意見を記載した書面を知事及び事業者に提出することができる。

(実施状況の報告書の提出)

**第12条** 事業者は、第10条第1項の規定により関係住民に対し、事業計画について周知を図ったときは、その実施状況について規則で定めるところにより、報告書を知事に提出しなければならない。

(関係市町の長の意見の聴取)

**第13条** 知事は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その写し及び第11条に規定する意見書の写しを関係市町の長に送付するとともに、地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地から、事業計画について、意見を求めるものとする。

(指導又は助言)

**第14条** 知事は、事業計画についての関係住民及び関係市町の長の意見を十分に考慮し、事業計画が地域における健全な生活環境の維持及び向上に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

(生活環境の維持及び向上に関する協定の締結)

**第15条** 知事は、事業計画に関して地域における健全な生活環境の維持及び向上を図るため、必要があると認めるときは、関係市町の長に対し、事業者との間において、次に掲げる事項について生活環境の維持及び向上に関する協定を締結することを要請するものとする。

(1) 生活環境の保全のための措置に関する事項

(2) 生活環境の維持及び向上に関する協定の履行の保証及びその不履行の場合の措置に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域における健全な生活環境の維持及び向上に関して知事が必要と認める事項

2 事業者は、関係市町の長から前項の規定による生活環境の維持及び向上に関する協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(事業計画又は周知計画の変更の届出等)

**第16条** 事業計画書又は周知計画書を提出した事業者は、事業計画又は周知計画を変更しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第6条から第9条まで、第10条第1項及び第11条から前条までの規定は事業計画の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)について、第7条から第9条まで、第10条第1項、第11条及び第12条の規定は周知計画の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)について準用する。

(事業計画の廃止の届出等)

**第17条** 事業計画書を提出した事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 事業計画書を提出した事業者は、前項の規定による届出を行った後、速やかに、事業計画を廃止した旨を広告しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、その旨を関係市町の長に通知するものとする。

(あっせん)

**第18条** 知事は、事業者又は関係住民から紛争の調整の申出があった場合において、必要があると認めるときは、あっせんを行うものとする。

2 知事は、あっせんを行うことを決定したときは、関係市町の長に協力を要請するものとする。

3 知事は、関係市町の長と協力して、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。

(あっせんの打ち切り)

**第19条** 知事は、当該紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

2 知事は、前項の規定によりあっせんを打ち切るに当たっては、関係市町の長の意見を求めるものとする。

3 知事は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者及び関係市町の長に通知するものとする。

(報告の徴収)

**第20条** 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(勧告又は公表)

**第21条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、兵庫県環境審議会の意見を聴いて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 第6条から第8条まで、第10条第1項、第12条、第15条第2項(第16条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第16条第1項又は第17条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

(2) 前条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 前2号に掲げるもののほか、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関して不正又は不誠実な行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、規則で定める方法により当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他規則で定める事を公表するものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認める場合には、この限りでない。

(国等に関する特例)

**第22条** 国又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）が産業廃棄物処理施設の設置をしようとするときは、紛争の予防と調整に関する手続については、この条例の規定にかかわらず、知事と当該国等の機関との協議により行うものとする。（条例の適用除外）

**第23条** 保健所を設置する市の区域に産業廃棄物処理施設を設置する場合にあっては、この条例の規定は、適用しない。（補則）

**第24条** この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

（施行期日）

- この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成元年8月規則第48号で、同元年9月25日から施行）  
（経過措置）
- この条例の施行の際既に紛争の予防と調整に関する措置が講じられていると知事が認める場合にあっては、この条例の規定は、適用しない。  
（附属機関設置条例の一部改正）
- 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。  
第1条第1項の表公害審査会の項の次に次のように加える。

産業廃棄物審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）による産業廃棄物の適正な処理に関する重要事項及び産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年兵庫県条例第9号）による産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
第1条第45号及び第46号を次のように改める。  
(45) 公害審査会  
(46) 産業廃棄物審議会  
別表第1 公害審査会の項の次に次のように加える。

産業廃棄物審議会	会長	日額	13,500円
	委員	日額	11,000円

別表第2 公害審査会の委員及び専門調査員の項の次に次のように加える。

産業廃棄物審議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
-------------	---------------------

**附 則**（平成4年3月27日条例第18号）

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成21年3月23日条例第13号抄）

（施行期日）

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。（後略）